

第4回 草津市産業振興審議会 会議録

■日時：

令和4年5月24日（火）10時00分～11時15分

■場所：

草津市役所 2階 特大会議室

■出席委員：

肥塚会長、辻田副会長、加藤委員、金澤委員、阮委員、清水委員、瀬川委員、鶴房委員、中嶋委員、西村委員、廣瀬委員、福知委員、前岡委員、南委員、峯俊委員

■欠席委員：

なし

■事務局：

環境経済部 寺田部長、太田副部長

商工観光労政課 井上課長、寺内課長補佐、横江課長補佐、中井係長、平松主査、河上主査

■傍聴者：

なし

1 開会

【事務局】

当審議会の委員であった、独立行政法人中小企業基盤整備機構の向山委員が、昨年度末に人事異動があり、後任として清水委員に御就任いただいている。

【清水委員】

<清水委員より自己紹介>

【寺田部長】

本日は御多用の中、第4回草津市産業振興審議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

ゴールデンウィーク以降も、全国的に新型コロナウイルスの感染数が高い値で推移しており、当審議会におきましても引き続き感染対策を徹底して開催することについて、御理解と御協力をよろしく申し上げます。

さて、今回の会議では、これまで事務局で整理、検討してまいりました産業振興条例案の作成および産業振興計画に位置付ける施策と取組内容などを御説明させていただきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、前回に引き続き活発な御議論をお願いして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

<草津市附属機関運営規則に基づき、本審議会が成立していることを報告>

2 審議

(1) 第3回会議の振り返りと本日の審議ポイント

【事務局】

<資料3・4に基づき説明>

各委員より意見なし。

(2) (仮称) 草津市産業振興条例の条文(案)について

【事務局】

<資料5に基づき説明>

【委員】

第2条において土業はどこに入るのか。

また、農業はどのように位置付けしているのか。

さらに、第10条第4項に「国および県等との連携を図る～」とあるが、「等」は何を表しているのか。

【事務局】

1点目の土業については、事業者であると考えている。

2点目の農業については、市では産業振興計画とは別に農業振興計画を策定していることから、農業は対象外であるが、6次産業化や農商工連携などの領域は対象分野としている。

3点目の第10条第4項「国および県等～」の「等」については、他の自治体を想定している。

【委員】

土業については違和感がある。

また、農業はどのような理由から分けているのか。

【会長】

農業については前回までに説明している。

【委員】

農業はこういう理由で計画を別にしているという意味であれば分かるが、農業振興計画があるから産業振興計画と別にするというということについて、産業という意味では変わらないと申し上げておく。

【会長】

意見として承っておく。

【副会長】

「教育機関」という表現について、「教育研究機関」という形がよく使われるので、あえて「教育機関」にしない方が良いのではないかと。「教育機関」としたいのであれば、その理由を明記する必要がある。

また、第7条「金融機関の役割」について、個別企業への支援だけが前面に出ているが、まちづくりや地域創生といったところに金融機関にも積極的に関わってもらおうというような項目と合わせて、他の自治体では2つで形が成立しているので、見栄えの問題もあるが、入っても良いのではないかと。

【事務局】

1点目の「教育機関」の名称について、今いただいた意見を踏まえて、事務局で検討する。

2点目の第7条の「金融機関の役割」についても、いただいた意見を踏まえて、事務局で内容について精査したいと考える。

【委員】

第5条「事業者の役割」の第2項「自らの事業活動を通じて、地域社会の発展に貢献するよう努めるものとする」という表現と、第9条「市民の役割」の「事業者による事業活動が地域経済の持続的な発展に貢献していることを認識し～」について、「地域社会」の発展と「地域経済」の持続的な発展は、それぞれの事業者の役割の部分だと思うが、どちらかに合わせた方が良いのではないかと。

【事務局】

「地域経済」と「地域社会」の使い分けという質問かと思うが、この条例上では第1条の目的で記載している、「地域経済」と「市民生活」の2つの要素を包含した概念を「地域社会」として捉えている。言い換えると、「地域社会」の中に「地域経済」と「市民生活」がある。この考え方に沿って、第5条、第9条、条文ごとに適切だと思う言葉を使用している。

【委員】

市民の役割として認識してください、ということからするとどうなのか。

【会長】

説明を聞いても何となく違和感ある。

地域経済の発展と市民生活の向上が、地域社会の発展なのか。

【事務局】

先ほど説明した概念で、言葉を使い分けている。

【会長】

それについて、解説に書いたほうが良い。

【事務局】

解説に明記しておらず、分かりづらいという話もあったので、こちらの表現については再度、より良いものがないか再検討する。

【委員】

第10条の「市の役割」の解説に記載されている「施策の実効性の担保には財政的な裏付けが必要であり～」と言いつつ、第10条第1項、第2項、第4項については、「～するものとする」と言い切っているが、第3項については、「努めるものとする」となっている。ここについては、「必要な財政上の措置を講ずるものとする」と言い切った方が良いのではないか。

【事務局】

今いただいた意見を踏まえて、この表現を再検討する。

【会長】

私も合わせた方が良くと思う。

【委員】

1点目、第1条の、「近畿圏と中部圏の結節点」について、中部圏というのがピンと来ない。

2点目、第2条の事業者の定義で、「事業活動を行う中小企業者および小規模企業者」とあるが、事業者と企業者というのはどのように使い分けているのか。

3点目、第3条に「人・物・情報」という文言がある。第1条では、「人や物」だけの記載だったので、ここにどういう意図で「情報」を付けたのかをお伺いしたい。

4点目、第3条に「地域資源を最大限に活用する」とあるが、これが大事なのか。これを主に考えないといけないのか。

5点目、第5条に「経営の改革に努める」とあるが、「改革」は重い。

6点目、第10条、「必要な財政上の措置」について、これは個人的に興味があったので聞きたいが、今現在こういうことはされているのか。

【事務局】

1点目、第1条の「中部圏」という表現であるが、本市においては平成20年に新名神高速道路が整備され、ジャンクションやインターチェンジが設置されるなど、中部圏を結ぶ力がますます強くなってきていることからこういった表現を入れている。

2点目、第2条の「事業者」と「企業者」の使い分けであるが、中小企業者及び小規模企業者という表現は、中小企業基本法上の定義になっており、それを参照している。

3点目、第1条と第3条で「人・物」、「人・物・情報」という表現が混在していることについては、改めて表現を検討させていただきたい。

4点目、第3条「地域資源を最大限に活用する」という表現について、産業振興を進めて

いく上では、オール草津のもと、様々な資源を活用していきながら新たな価値を生み出していくことが大事であると考えているので、このような表現を用いている。

5点目、第5条「経営の改革」という表現についても再度検討をさせていただきたい。

6点目、第10条第3項、「財政上の措置」であるが、市においては、毎年度予算を議会に承認をいただき措置させていただいているというような実態から、このような表現をしている。

【会長】

本日は皆様からいただいた意見については、次回、事務局より修正案を提示していただく。

また、次回の会議では基本的にはこの線です承を得たいというふうに考えているので、そのことも含めてよろしくお願ひしたい。

(3) 草津市産業振興計画の施策および取組（案）について

【事務局】

<資料6・7・8に基づき説明>

【委員】

資料7の2ページ、「目指すべき姿のイメージ」に「健幸で持続可能な経営を行う」とあるが、文章の中に「健幸」の内容が触れられていない。

【事務局】

「健幸」の「幸」の言葉の意味として、市民が生きがいを持って健康で健やかに幸せに暮らせる、といったところに思いを込めて、「健幸」という言葉を使用している。

ここであえてこの言葉を使用したのは、事業者の皆様にとって草津市内を場所として選んでいただきながら、今後も持続的に継続していただけるように、仕事のしやすい環境といったものも整えていきたい、そういったまちであってほしいという願いを込めて、「健幸」の「幸」という言葉を使用した。ただ、説明が分かりにくい部分もあるかと思うので、文章は検討する。

【委員】

経済産業省では「健康経営」を推進しているが、健康があつてこそ全てのものが成り立つことができるので、「健幸（健康）」という文言として入れていただきたい。

【会長】

健康経営とかぶってしまう側面があるので、このままでも良いし、もう少し説明して、「考え、行動する」の中に「健幸」を入れるというのも一つの案かと思う。「健幸」は大切なので、文言を入れることに異論はないが、ここに入れるのかどうかも含めて、検討していただければと思う。

【委員】

資料8の3ページ、戦略3「活力に満ちたまちの構築と承継」の施策「2. 観光まちづく

りを通じた地域の魅力向上」とあるが、「観光まちづくり」と、最近、地方創生では「観光地域づくり」を使用するようになっている。

「観光地域づくり」を使うというのはどういうことかということ、地域の関係者を連携させたりであるとか、持続的な地域経済を見据えているというところで、他の県や市でも、産業振興では「観光地域づくり」を使用するところが増えてきている。その中で、観光まちづくりという言葉を使用しているのは、選択としてどういう理由があるのか。

【会長】

まず「観光まちづくり」と「観光地域づくり」について教えていただきたい。

【委員】

明確な線引きが今なされており、研究でも挙がってくるが、「観光まちづくり」はそもそも着地型観光の流れ、地域住民が主体となってという流れで登場した。

一方、「観光地域づくり」はDMO（観光地域づくり法人）が2015年から登場し、もう少し地域経済を見据えた動き、そのためには地域の事業者たちが役割分担をして連携を示す、という意味合いがある。

【事務局】

今いただいた意見を踏まえて検討する。

【委員】

資料8、戦略1の施策2「⑤ 公的インキュベーション施設入居企業等への支援」について、「立命館大学BKC インキュベータ入居者に対する活動支援」とあるが、ほかの公的施設は何も支援していないのか。

【会長】

資料8については取組事例のイメージである。

【事務局】

資料8の構成上はそういう整理をしている。

1点補足をすると、現状BKCのインキュベーションに入居している企業への支援に加えて、それ以外にも草津市内には草津SOHOビジネスオフィスと県立テクノファクトリーもあり、そういった別の公的施設から退去されて引き続き市内で事業継続していただく場合にも、支援を行っているので、BKCだけに支援を限定しているというわけではない。

【委員】

1点目、資料7の第1章、計画期間について、「5年をめどに必要なに応じて見直すこととします」とあるが、目まぐるしく変化している時代だと思うので、悠長に5年めどで良いのか。

2点目、資料7の第3章、目指すべき姿について、「持続可能な未来」という文言はすぐよく見かけるが、「持続可能な未来」って最低限のことをやっているというイメージを持ってしまって、夢がないと思っている。

【事務局】

1点目の計画期間であるが、今回計画期間を10年という形で設定しており、その中間という意味で5年という表現をしている。ただ、必ずしも5年にこだわっているわけではなく、委員がおっしゃったとおり、社会情勢の変化への対応等は適宜必要となるため、基本的には5年としているが、状況次第で見直しを行うことは起こり得ると考えている。

2点目の「持続可能な未来」については、**資料7**の第3章の目指すべき姿の下に、「持続可能な未来は～」というところで、4行ほど記載しており、事務局で整理している中で、下線を引いている最後の部分、「持てる力を十分に発揮し合い、困難を乗り越え、未来を創造していく」といった表現につなげていきたいということも込めて、「持続可能な未来」という思いを込めている。

【委員】

理解した。

【委員】

資料7の第4章、「戦略1 イノベーションの創出支援」のサブタイトル「新たな価値を創造のため、積極的に取り組む事業者を支援する」とあるが、事業者のイノベーションしか創出されないのか。市の産業振興計画として、研究機関など、いろいろなイノベーション創出というものもあるかなと思うので、そういった表現はどうか。

それと、「イノベーション創出支援」という大きなくくりだと、中の各施策が、企業スタートアップに寄っているなという感じがして、市内に既に集積されている大企業等のイノベーション創出支援という観点で、これだと「⑧産学官金連携による新たな価値の創出」、「⑨社会実験等への協力支援」といったぐらいになってしまう。

また、戦略1「④ オフィス系企業の立地適地の創出」については、確かに課題としてあり、重要と思うが、**資料8**の実際の取組事例のところ、事例の記載がない。

【事務局】

1点目、戦略1の副題「積極的に取り組む事業者を支援」については、産業振興条例の中で、基本は自助努力としながらも、事業者への支援を各主体連携のもとで支援していくことがベースにあったので、今回この「事業者を支援」という表現にしていた。いただいた意見については、検討したい。

2点目、戦略1の施策構成については、委員がおっしゃったように創業、スタートアップに寄った項目になっている。ただ、施策「1. 創業・第二創業の促進」の「①専門家等による相談窓口の創設とプロモーションの強化」については、次の戦略2の施策1の一番に再掲で記載している。ここで創設される「専門家等への相談」というのは、創業相談に加えて、既存の事業者の方々にも利用いただけるような相談窓口が検討できないかと考えているので、必ずしもスタートアップ、新規創業に限定したものというわけではない。

3点目、**資料8**の「④ オフィス系企業の立地適地の創出」の、実際の取組事例が空欄になっていることについて、全国的にそういう取り方をされている自治体は多数あるが、ここについては、具体的な項目を挙げるのが良いのかどうかというのがあったので、一旦空欄に

したものである。

【会長】

2番目については、もちろん既存企業への戦略といったところではあるが、既存の企業に対するイノベーション創出支援というのがどういうふうにつながるのかということで、また可能であれば考えていただければ。

【委員】

資料8の取組事例について、ここに記載のある取組をどのように捉えれば良いかということをお教えいただきたい。

【事務局】

資料8については、今回掲げている戦略・施策に基づき、どのようなことをしていくのか、考えているのかというのをイメージしていただくために記載したものである。

中には、既に実施している取組も記載しており、今後こういったことをしていきたい、検討していく必要があるという項目も含めて記載している。一方で草津市として実施しているもの以外にも、他の支援機関、産業振興団体が、それぞれ取り組んでいる内容も記載しているので、全て草津市が単独でやっていくといったことを想定しているわけではない。

【委員】

取組事例の中にイノベーション創出支援や、地域活性化とか、例えば人材交流やグローバルコミュニケーションといったものもあれば検討いただきたい。

【会長】

そのような視点をどのように入れていくかということ。これは指摘としてはそれなりに重い。検討いただきたい。

【事務局】

検討する。

【委員】

資料7の第4章、戦略1の「⑤ 公的インキュベーション施設入居企業等への支援」について、市が策定する計画なので、公的なインキュベーションを手厚く支援していこうという意図で書いていると思うが、民間運営のインキュベーション等をサポートしていくという様な考え方があるのか。

【事務局】

「公的」というような言葉をつけているのは、意図としては、市内に公的施設があるというところを生かしていきたいという趣旨であったが、いただいた意見も踏まえて、整理していきたい。

【会長】

資料7の第1章、計画策定の背景と趣旨の書き方であるが、第2段落の3行目に、「技術革新による」とあって、その後に「サービス・技術の進化」と記載があるが、技術革新によるサービスの進化は良いが、技術革新によるサービス・技術の進化は変なので、これは直し

の方が良い。

2点目、次の段落、新型コロナウイルス感染症の書きぶりであるが、現時点ではこれで構わないが、令和5年度からという話をしたときに、現在の新型コロナウイルス感染症が収束される可能性もあり得るので、もう少し一般化したような形で書かないと、1年後に見たときに違和感を持たれるので、新興感染症とか再興感染症というふうに書いた方が良いと思う。また、第2章のSWOT分析のところも併せてお願いしたい。

【副会長】

先ほど話に挙がっていたが、例えば、「戦略1－施策1－①」について、これは「戦略2－施策1」にも位置付けられていることから、他機関との連携に関する内容かと思うので、例えば、「戦略2－施策1－①」の再掲を初出に変更し、「戦略1－施策1－①」では、第二創業に関する柱を1つ項目出しすれば、既存企業向けのイノベーションというのが非常にクリアに出て、しっくり入るのではないかなという気がするので、検討いただければと思う。

【事務局】

検討する。

【会長】

今回いただいた指摘、質問、意見、提案を踏まえた上で、事務局にて修正を加えて、次回では計画素案の全体の提示をいただくということになっているので、よろしく願います。

3 閉会

【太田副部長】

本日は条例案の最終段階の部分と、計画の具体的な施策と取組をお示しさせていただきました。貴重な御意見を賜りました。

また、会長からもございましたように、次回以降、また事業案等を反映させたものをお示しさせていただきたいと考えています。

本日で4回の審議会の開催が終わったというところでございますが、次回以降この計画案の全体的な部分をお示しさせていただきました。この計画、条例案ともに本市の産業振興の基礎になればというふうに考えておりますので、貴重な御意見を賜りますようお願い申し上げます。本日のお礼とさせていただきます。ありがとうございます。

以上。